

## きやまこども就学前支援（あそび・まなび）事業業務委託仕様書

### 1. 件名

きやまこども就学前支援（あそび・まなび）事業業務

### 2. 目的

本事業は、年長児を対象に、遊びを通じた集団活動、保護者及び保育者への遊びと発達の関係に関する理解促進並びに必要な応じた関係機関連携を行うことにより、心身の発達や就学に向けた集団生活への適応、主体性の基礎となる力を育むとともに、子どもの育ちを支える体制づくりを図ることを目的とする。

### 3. 対象者

- (1) 町内在住又は町内の保育所、幼稚園、認定こども園等に通園する年長児（5～6歳児） 約170名
- (2) 前号に掲げる児童の保護者
- (3) 町内の保育所、幼稚園、認定こども園等に従事する保育者

### 4. 履行場所

- (1) 子ども向け集団プログラム 町内の保育所、幼稚園、認定こども園等
  - (2) 保護者向け理解促進プログラム 町内公共施設等
  - (3) 保育者向け研修 町内公共施設等
- ※実施場所は、事業内容及び対象人数等を踏まえ、町と協議の上決定すること。

### 5. 事業内容

本事業における具体的な実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業説明及び日程調整  
町内の関係施設に対し、事業の説明及び日程調整を行う。
- (2) 保護者説明の実施  
事業内容について、保護者への説明を行う。
- (3) 子ども向け集団プログラムの実施  
遊びのテーマや環境を工夫し、子どもが興味を持って主体的に関わることができる集団活動を実施すること。実施内容、回数及び方法については、対象児童数、実施環境、園の状況等を踏まえ、効果的な内容となるよう提案すること。  
プログラムは、6グループ程度で実施し、各グループにつき4回以上実施すること。  
なお、本プログラムは発達の評価、診断又は選別を目的としない。  
実施にあたっては、対象児童が日常的に生活する環境に配慮するとともに、園の行事日程等を踏まえ、参加しやすい実施方法となるよう工夫すること。概ね3月上旬までに完了すること。

- (4) 保護者向け理解促進プログラムの実施  
保護者を対象に、幼児期における遊びと発達に関する理解を深めるプログラムを実施すること。  
実施内容は講話、体験等を組み合わせ、効果的な内容となるよう提案すること。  
年長児の保護者を対象として、1回以上実施すること。
- (5) 保育者向け研修  
幼児期の遊びと発達に関する研修を1回以上実施すること。
- (6) 記録及びフィードバック  
事業を通して得られた子どもの様子や保護者の気づき等について、必要に応じて記録を行い、町及び関係機関と情報共有を行うこと。
- (7) 報告書の作成  
事業終了後、実施状況及び成果について町へ報告するとともに、保護者向けの実施報告書を作成すること。

## 6. 履行体制

幼児期の発達、遊び、運動等に関する知識及び経験を有する者が従事すること。

## 7. 成果品

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 実施報告書【保護者配付用】 1部
- (3) 実施報告書【町提出用】 紙ベース及びデジタルデータ 各1部

## 8. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

## 9. 秘密の保持

受注者は、本業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密を、本事業目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。これらの秘密保持義務は委託期間終了後も継続し、取得した個人情報及び記録等については、適切に廃棄又は町へ返還するものとする。

## 10. その他の留意事項

- (1) 本事業に関する必要な情報については、委託期間終了後も必要に応じて共有化を図ること。
- (2) 受注者は、町が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、町及び受注者双方協議の上、別途定めるものとする。